

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海労働金庫から生活資金又は教育資金の貸付を受けた田原市に居住する勤労者に対して、利子補助を行うことにより、勤労者の生活負担の改善と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「生活資金」とは、勤労者の生活の改善と向上を図るために貸付を受けた資金であって、住宅資金（有担保）、車購入資金、借換資金、各種会員権の購入資金、レジャー資金及び旅行資金を除くものをいう。

(利子補助対象)

第3条 田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金（以下「利子補助金」という。）を受けようとする者は、次の条件を備えたものでなければならない。

- (1) 田原市の住民基本台帳に記録された勤労者
- (2) 東海労働金庫から生活資金又は教育資金の貸付を受けた者
- (3) 市税を完納している者

(利子補助対象額)

第4条 利子補助対象額は、融資の申込金額が500万円以内のものを対象とし、貸付を受けた金額の150万円を限度とする。

(利子補助率等)

第5条 利子補助率は、貸付を受けた金額の1パーセントとする。ただし、利子補助金は同一年度1万5千円を限度とする。

(利子補助金の交付申請)

第6条 利子補助金を受けようとする者は、田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利子補助金の決定及び通知)

第7条 市長は、利子補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、補助金は、交付決定により確定されたものとみなし、確定通知は省略することができる。

2 前項の規定により補助金の可否を決定するときは、補助対象者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、市税の納付状況等を確認するものとする。

(利子補助金の交付)

第8条 利子補助金は、利子補助金交付決定通知後、田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金請求書（様式第3号）の提出により交付するものとする。

(交付申請等の代行)

第9条 市長は、利子補助金を受けようとする者に代わり、交付申請及び請求等の行為を東海労働金庫豊橋支店長（以下「支店長」という。）に行わせることができるも

のとする。この場合に、第7条の通知及び前条による利子補助金の交付は、支店長に対して行うものとする。

(利子補助金の振込完了報告)

第10条 支店長が利子補助金の交付を受けたときは、直ちに当該依頼者の個人口座へ振り込み、田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金振込完了報告書(様式第4号)により市長に報告しなければならない。

(利子補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、利子補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 生活資金又は教育資金の融資を受けた者が、その目的以外の目的に使用したとき。

(2) 東海労働金庫から資金の取消し又は返還を命じられたとき。

(3) 貸付期間が1年に満たないもの。

(その他)

第12条 この要綱に定められるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号) [一般用]

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所

氏名

田原市勤労者生活資金貸付資金利子補助要綱第6条の規定に基づき下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 生活資金、教育資金の貸付を受けた金額 円
- 3 生活資金、教育資金の貸付年月日 年 月 日
- 4 生活資金、教育資金の申込書と計算書（写し）
- 5 その他参考となる資料

(様式第 1 号) 〔労働金庫用〕

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所 豊橋市佐藤 1 丁目 2 番地 5
氏名 東海労働金庫 豊橋支店
支店長

田原市勤労者生活資金貸付資金利子補助要綱第 6 条の規定に基づき下記のとおり補助金の交付を申請します。なお、公簿等の閲覧による市税の納付状況等の確認に同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 補助金交付申請内訳書 (別表)
 - (2) 補助金交付申請依頼書 (写し)
 - (3) 生活資金、教育資金の申込書と計算書 (写し)
 - (4) その他参考となる資料

別表

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金交付申請内訳書

整理番号	借受人		貸付内容				
	振込口座NO 氏名	住所	(万円) 貸付金額	貸付日付	第一回 返済月日	(年) 返済期間	(%) 利率
計							

(様式第2号)

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

田原市長

㊟

年 月 日付で交付申請のあった田原市勤労者生活資金貸付金
利子補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付条件

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

- (1)生活資金、教育資金の貸付を受けた者が、その目的以外に使用したとき。
- (2)愛知県労働金庫から資金の取消し又は返還を命じられたとき。
- (3)貸付期間が1年に満たないもの

(様式第3号) [一般用]

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日付 田商第 ー で交付決定のあった田原市
勤労者生活資金貸付金利子補助金を下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算・前金受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額 | 金 | 円 |

補助金の振込先 金融機関名 支店

預金の種類 普通・当座

口座番号

口座名義人

(添付書類)

補助金交付決定通知書の写し

(様式第3号) [労働金庫用]

補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所 豊橋市佐藤1丁目2番地5
氏名 東海労働金庫 豊橋支店
支店長

年 月 日付 田商第 一 で交付決定のあった田原市
勤労者生活資金貸付金利子補助金を下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算・前金受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引請求額 | 金 | 円 |

補助金の振込先 金融機関名 支店
預金の種類
口座番号
口座名義人

(添付書類)

補助金交付決定通知書の写し

(様式第4号)

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金振込完了報告書

第 号
年 月 日

田原市長 殿

東海労働金庫豊橋支店
支店長

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金を別紙のとおり個人口座へ振込みましたから報告します。

記

金 円
ただし、 始め 名分

別紙

田原市勤労者生活資金貸付金利子補助金振込明細書

(月分)

番 号	氏 名	振 込 額	振込年月日	振 込 先	備 考
計	名				